

## 参考3 CVM調査票事例集

本資料は、平成14年度～16年度の試行における、CVM調査票の事例をとりまとめたものである。

### 1. 見た目のわかりやすさを工夫している事例

事例1：WTP設問のレイアウトを工夫している事例

事例2：調査票にイメージ図や写真を挿入している事例

事例3：添付資料の工夫事例

### 2. レイアウトを簡潔にしている事例

事例4：調査票をA4縦一枚にまとめている事例

事例5：調査票をA4横一枚にまとめている事例

事例6：調査票をA3横一枚にまとめている事例

（ただし、レイアウトを簡潔にしている反面、2段階2肢選択方式で提示する3種類の金額が一度に目に入るため、実質的に支払カード方式と変わらない点などは改善する必要があることに注意すること。）

### 3. 改善が必要と思われる事例

（1）. WTP質問の作成に関する事例

事例7：WTP設問の支払い方法が曖昧な事例

事例8：「財政状況が厳しく」の文言がない事例

事例9：「実際に支払いを求めることは決してない」という文言が強調されている事例

事例10：WTP設問に対して、仮の質問であることを強調すぎていると思われる事例

（2）. 提示金額の設定に関する事例

事例11：支払継続年数がわかりづらい事例

事例12：支払いの継続期間が設定されていない事例

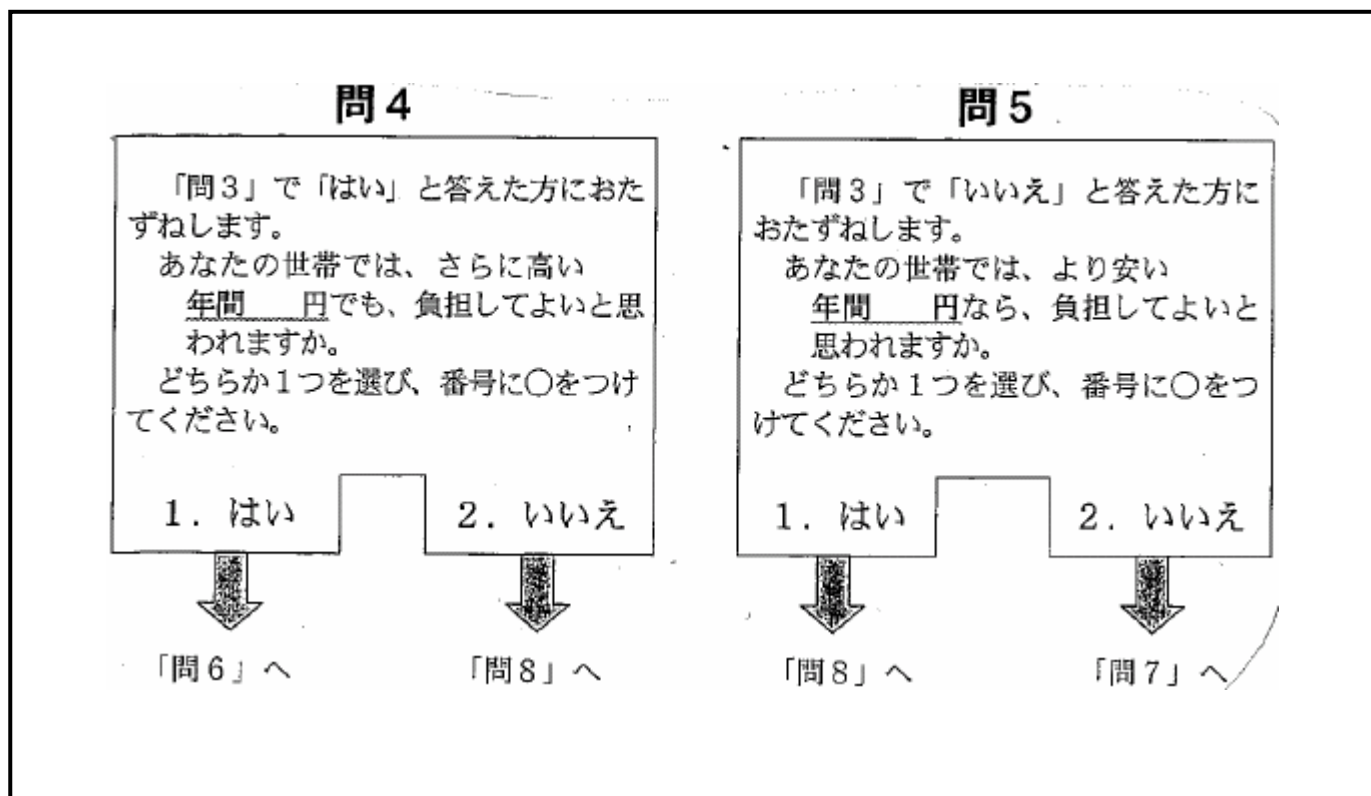
（3）. 整備内容に関する事例

事例13：調査票の冒頭で事業の実施が決定事項であるかのように記述している事例

事例14：添付資料の図がわかりにくい事例

## 1. 見た目のわかりやすさを工夫している事例

### 事例1：WTP 設問のレイアウトを工夫している事例



#### 【解説】

上記の例は、二段階二肢選択法の二段階目のWTP設問である。ここでは、問6、問7、問8の三つにその後の回答先が分岐するため、次の回答先へのわかりやすい誘導が必要である。上記の例では、各選択肢に回答した後の経路を、設問の枠に凹凸をつけることで、わかりやすく示している。

## 事例 2：調査票にイメージ図や写真を挿入している事例

次頁、次々頁参照

### 【解説】

上記(次頁①、次々頁②)の例は、調査票の中に、整備イメージや整備対象地域の図や写真が挿入されており、回答者の回答負担を軽減していると考えられる。



## 町の排水路等生活環境整備の紹介

### ★環境整備をする目的

県では 町の要請を受け 地区において、排水施設整備などを主とする自然環境・生態系保全施設整備を計画しています。

その他、生態系保全施設として遊歩道や休憩施設など自然と親しむ場の提供や、自然環境や生態系の保全によって、人と自然とが共存する環境をつくりだす目的で整備を行います。

★整備の内容： 町の自然保護・生態系保全施設整備には以下に示す施設が計画されています。

- 排水路 ●駐車場 ●トイレ ●休憩施設
- 遊歩道

### ★期待される効果

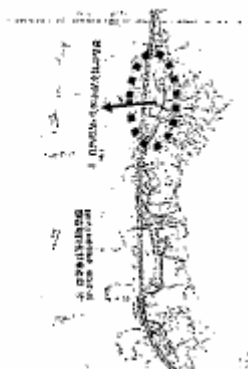
- ① 憩いの場、やすらぎの場が提供されます。
  - ・ 自然と調和したつつくしい景観が作られ、憩いの場となる効果です。
- ② 地域用水が提供されます。
  - ・ 排水路等が整備されることにより、地域用水として活用できるようになります。
- ③ 自然と親しむ機会が増えます。
  - ・ 自然と親しむ機会の整備によって、自然と親しむレクリエーション機会が提供されます。
- ④ 水質浄化による環境保全の効果が期待できます。
  - ・ 水質浄化機能を持った排水路を整備することで中海に流入する集落排水の汚濁負荷削減の効果があります。

【計画施設配置図】

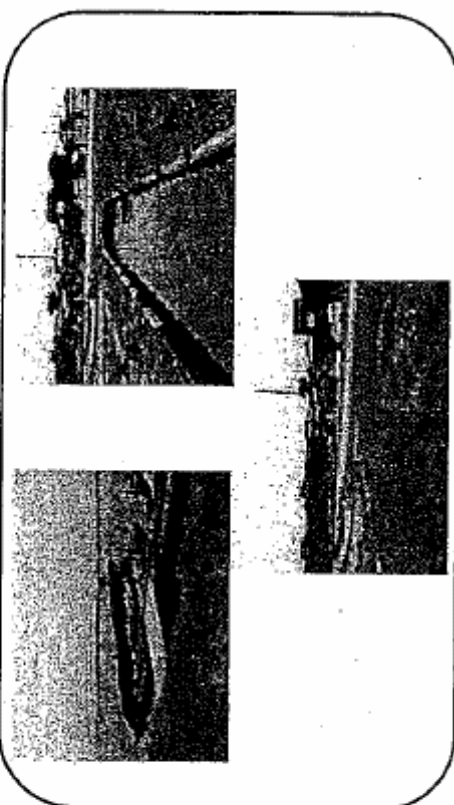
全体図



詳細図



【自然環境・生態系保全施設整備場所の現況図】



【自然環境・生態系保全施設整備のイメージ図】

(例： 多自然型湖岸堤・ 湖・ 市) (例： 農・ 町)



### 事例 3：添付資料の工夫事例

次頁以降参照

#### 【解説】

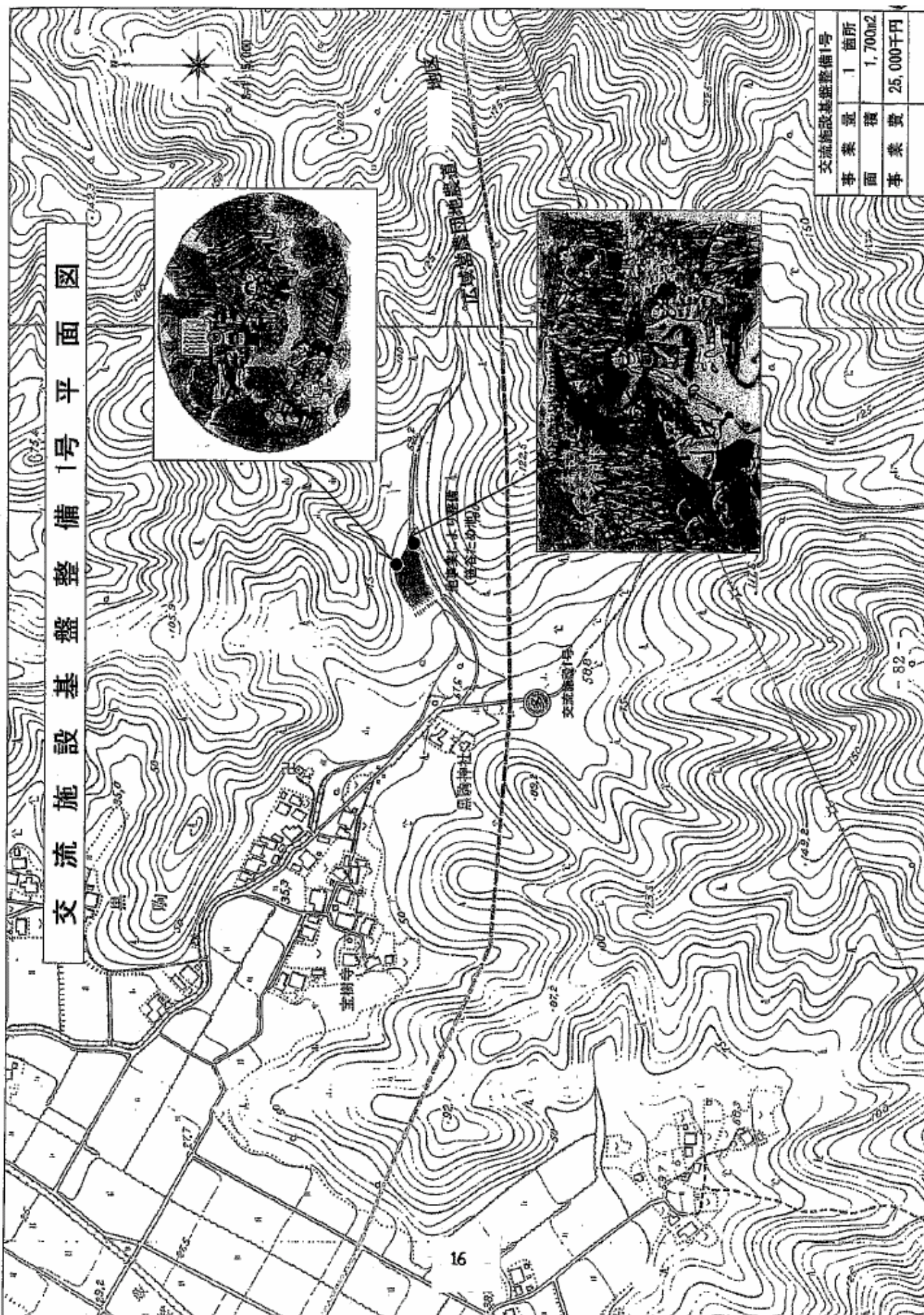
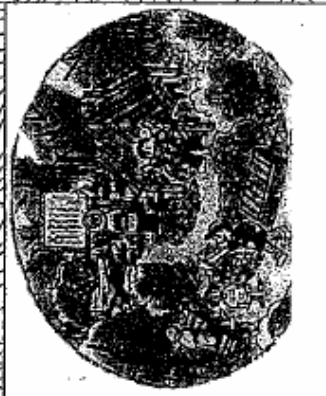
上記(次頁以降①～③)の例は、事業説明資料に工夫がみられる事例である。

- ・①は航空写真を使っており、整備する場所を示すのに理解しやすいと考えられる。
- ・②は、地図の中に、整備後のイメージイラストを挿入している事例であり、整備後の効果が、回答者間で共有しやすくなっていると考えられる。
- ・③は、現況写真を効果的に活用し、整備後の拡張を示している事例である。

農業集落整備事業( 地区)  
航空写真



# 交流施設整備1号平面図



|          |     |                     |
|----------|-----|---------------------|
| 交流施設整備1号 | 事業量 | 1箇所                 |
|          | 面積  | 1,700m <sup>2</sup> |
|          | 事業費 | 25,000千円            |

## 生活環境整備に関するアンケートについて

◎アンケートに参加していただく皆様方へ

平素は、町内で実施される各種事業にご協力とご理解を賜り有り難うございます。  
さて、今回、別紙のアンケートによる調査を実施することとなりました。アンケートの目的や結果の取り扱い等はアンケートに記載のとおりです。  
さらに、以下の点にご注意のうえ、本資料を参考にご回答いただきたくお願いいたします。

### ◎注意点等

1. 本アンケートは、今後実施を予定している事業の実施を決める重要な調査ですので、回答しにくい点もあろうかとは思いますが、趣旨をご理解いただき、アンケートへの参加をよろしくお願いいたします。
2. アンケート項目が多岐わたっていますが、一部の回答がない場合無効票となりますので、記入漏れのないようよろしくお願いいたします。
3. アンケートの対象となっている施設は、以下の説明資料の施設ですのでお間違えのないようご注意ください。

### 対象施設： 地区農業集落道

#### ☆整備の目的及び効果

道路を拡幅して整備することで、通行する農業・一般車両、緊急車両の安全なすれ違い、迅速な通行が確保され、通行の安全性や利便性が高まる

#### ☆整備の内容

現在の道路の幅2mを4mに拡幅する。

#### ☆整備の計画

別紙の平面図及び断面図を参照ください。

#### ☆現状の写真



現況道路幅2.5m(すれ違いが困難)



現況道路幅3.5m(すれ違いがやっとな)

## 2. レイアウトを簡潔にしている事例

### 事例4：調査票をA4縦一枚にまとめている事例

次頁参照

#### 【解説】

上記(次頁)の例では、調査票をA4縦一枚にまとめており、回答者の回答負担が軽減されている。

#### ◆留意事項

・マニュアルの調査票雛形では、「整備される道路と住まいとの距離の設問」や、「現在の道路に対する満足度の設問」があるが、これらは含まれていない。これらの設問は、WTPの集計には直接利用しないが、表明された支払意思の確からしさを検証したり、将来的に便益移転関数を検討する場合に活用することができる。また、すぐにWTP設問に入るよりは、そのような設問があった方が回答しやすいとも考えられるため、可能な限り、これらの設問についても設けることが望ましい。

##### 支払意思の確からしさのチェック方法例

- ・現在の道路に「かなり不満を感じている」のに、支払意思はゼロ円・・・矛盾
- ・「この道路を利用しない」のに、支払意思が高額・・・疑わしい

・WTP設問をフローチャート式に示していることで、回答しやすいが、500円/月、200円/月、1,000円/月が一度に目に入ってくるので、実質的にはこれら3つの金額の支払カード方式の設問のように3つの提示額の範囲内で支払意思を決めようとするのが懸念される(レンジバイアス※の懸念)。したがって、WTPの設問を二段階二肢選択にする場合には、一段階目の提示額と二段階目の提示額は別頁にするなどして、一段階目の回答時には、二段階目の提示額が予想できない方が望ましい。

※レンジバイアス：予想回答額の範囲を提示した場合にその範囲の中間方向に生じるバイアス

・この事例では、支払期間が設定されていない。支払期間が記載されていないと回答者が思い浮かべる支払期間は1月だけかもしれないし、1年かもしれないため、これらの平均WTPを集計することはできない。

・支払主体が「あなた」となっており、個人負担の設問になっている。総額推計をする際、個人の場合、扶養家族等をどこまで含めるのかといった問題が生じるため、主語は「あなたの世帯」とする方がよい。

## 2号農業集落道の事業効果算定について

パターン 1

### ★調査目的

今回の調査は施設の事業実施を決める判断材料の一つとなる重要な調査で、将来的に施設を利用される方に本施設が本当に必要と思われるか判断するために、「もしも本当にそうになったら」と想像していただき、施設を整備するために自分が支払っても良いと思える額を記入することで事業効果を算定するものです。

※ 実際に支払う事はありません。

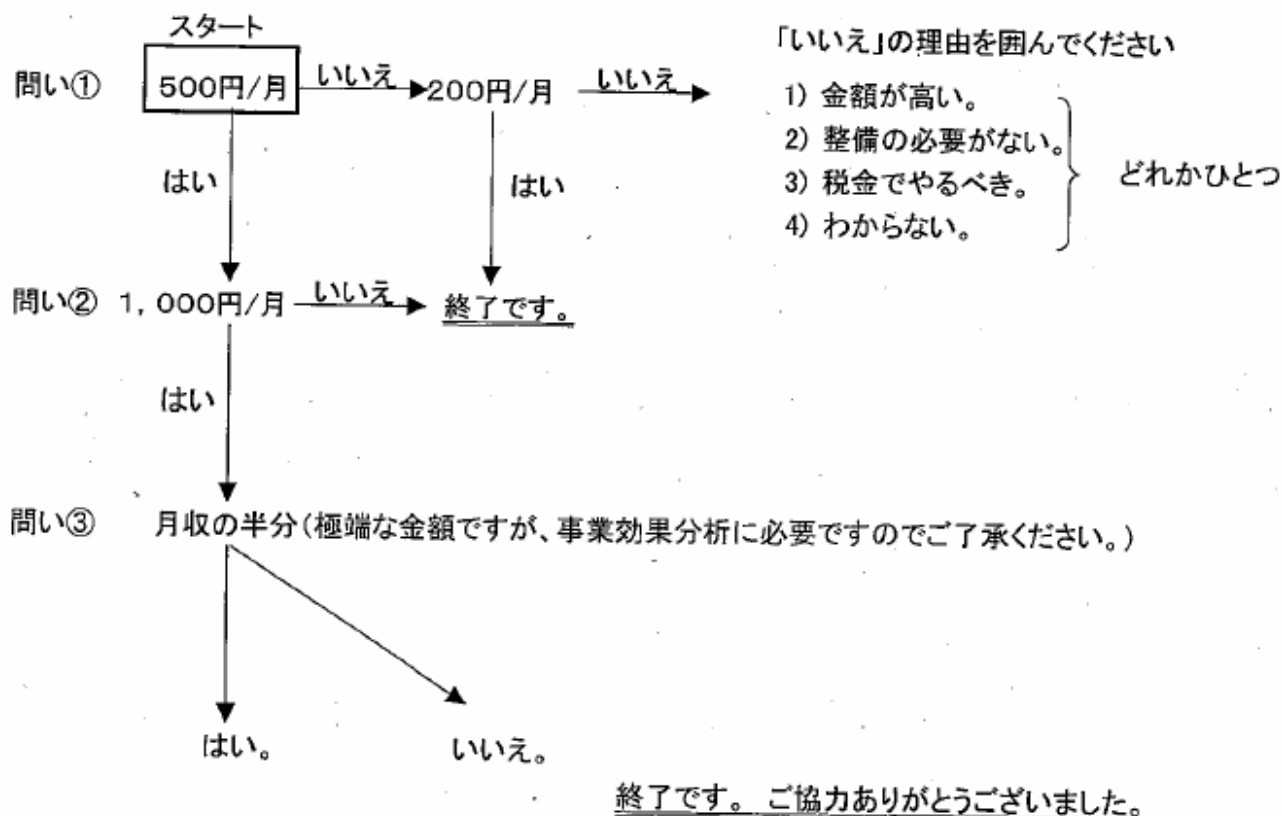
### ★施設の事業効果

- 1) 道路を広げた場合(道路を走行するときに安全性の効果を判断するもの)  
救急車、消防車等の緊急車両の進入が可能となる。  
地震や火災時の避難路としての利用が可能となる。  
農作業通作時や墓地などへの通行時、車との離合が安全になる
- 2) 道路を舗装した場合(道路を走行するときに快適性の効果を判断するもの)  
道路の水たまりや砂ぼこりが減り、自動車を洗う手間・水路の溝さらいの手間が減る。

### ○ 2号農業集落道についての設問

今回 地区において、別紙のような道路を整備することが検討されております。いままでの道路が広がったり、舗装されることで上記のような効果が見込まれますが、あなたならどの程度の金額を負担しても整備したいと思いますか。

問い①～③の「はい」、「いいえ」どちらかに○をつけてください。



## 事例5：調査票をA4横一枚にまとめている事例

次頁参照

### 【解説】

上記(次頁)の例では、調査票をA4横一枚にまとめており、回答者の回答負担が軽減されている。また、整備する場所や整備後のイメージ図が挿入されているのも回答しやすさを向上していると考えられる。

### ◆留意事項

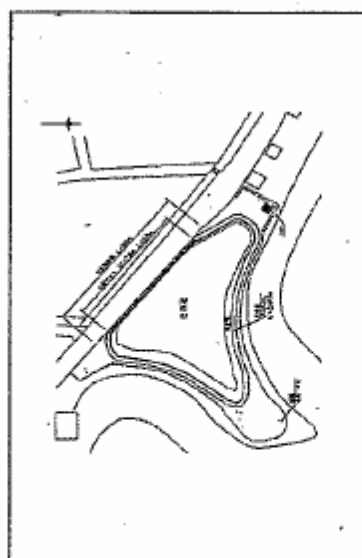
・事例4と同様に、支払継続期間が示されていないため、得られた支払意思の回答を集計することはできない。

・また、事例4と同様に、割愛されている「整備される道路と住まいとの距離の設問」や、「現在の道路に対する満足度の設問」は、可能な限り、設けることが望ましい。

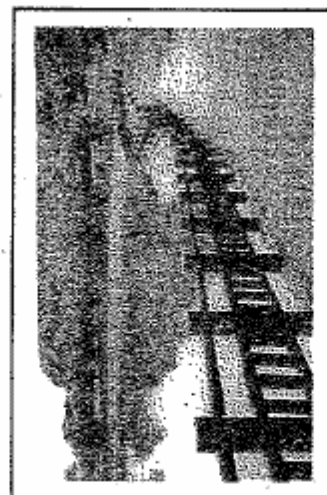
・WTP設問をフローチャート式に示していることで、実質的には支払カード方式の設問のようになっているという点も事例4と同じである。

# 水辺環境整備の価値は、あなたにとっていくらですか？

「はい」、「いいえ」で右に進み、行き着いた番号に○をつけてください。



イメージ図



イメージ写真

別紙に示す位置（ため池）に計画される水辺環境整備は、次のような役割があると考えられます。

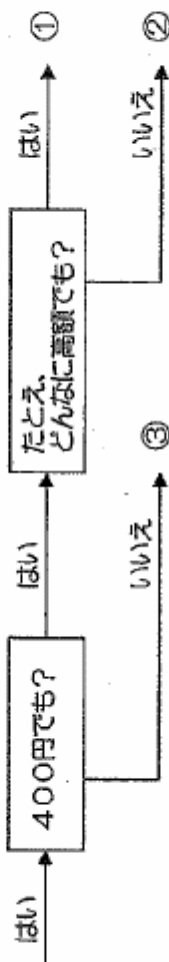
ため池の農業用水としての機能を守りつつ、自然環境や生態系を保全します。また、イベントや憩いの場としても活用され、地域の活性化が図られます。

## 【設問】

仮に、今後、地域のみんなで

1世帯当たり毎月200円を支払ってゆけば、

このような施設ができます。あなたは、支払ってもよいと思いますか？



## その理由は？

- ・水辺環境整備は必要だが、高すぎる！ ⑤
- ・水辺環境整備なんていらない！ ⑥
- ・水辺環境整備は必要だが、他に方法があるはずだ！ ⑦
- ・質問の趣旨がわからない！ ⑧

## 事例6：調査票をA3横一枚にまとめている事例

次頁参照

### 【解説】

上記(次頁)の例では、調査票をA3横一枚にまとめており、回答者の回答負担が軽減されている。

### ◆留意事項

上記事例4, 5と同じく、支払期間が提示されていないことが問題点として挙げられる。

# 水辺環境整備（ 地区）に関するアンケート調査票

まず、別紙の資料をお読みいただき、以下の問の該当する番号に1つだけ○をつけてお答えください。また、かっこ（ ）がある場合は、かっこ（ ）の中に具体的な数値や内容をご記入下さい。

問1. 問の中では、計画地区を“散策路”と表現します。

問1. あなたのお宅は、農家ですか。

1. 農家である。
2. 農家ではない。

問2. あなたのお宅から、この“散策路”までの距離はおおよそどれくらいですか。

1. 歩いて5分以内にある。
2. 歩いて10分以内にある。
3. それ以上離れた場所にある。

問3. あなたは、どのくらいこの“散策路”を利用したいと考えていますか。該当する番号に○をつけて（ ）内に回数を記入して下さい。

1. 週に（ ）回ぐらいい利用する。
2. 月に（ ）回ぐらいい利用する。
3. 年に（ ）回ぐらいい利用する。

「1. ～3. 利用すると」と答えた方  
問4へお進み下さい

問4. この“散策路”を利用する場合、どのような方法で行かれますか。

1. 徒歩
2. 自転車
3. その他（ ）

問5へお進みください

この“散策路”の整備を実施するにあたりましては、その必要性を金額として算出し、適切な事業内容かどうか評価することが必要とされており、アンケート調査を行って、効果額を算定するという方法をとらせていただいております。

このため、“散策路”について、仮想的質問をさせていただきます。アンケートの結果はあくまでも効果の評価のためだけに使用しますので、この結果をもって負担金などを徴収することはありません。

問5. 仮に、この“散策路”を整備するために、みなさまにご協力を願い、みなさまから協賛金をいただいて、整備にかかる費用をまかなうものとした場合、このとき、あなたの世帯は、今後長期間にわたって1世帯あたり月額4000円の金額を支払ってよいと思われるでしょうか。

1. はい
2. いいえ

① 「1. はい」とお答えになられた方にお聞きします。もし、その金額が先ほどより高い8000円であっても、支払ってもよいと思われませんか。

1. はい
2. いいえ

問6へお進み下さい

問6へお進み下さい

問6. あなたは、この計画は非常に重要なので、たとえどんなに高額（例えば「月額の半額」）であったとしても、負担してもよいとお考えですか。

（極端な質問と思われるでしょうが、分析の源に必要となる質問ですので、お考えをお聞かせ下さい。）

1. はい
2. いいえ

問7. 「2. いいえ」とお答えになった方に理由をお伺いします。あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけて下さい。

1. “散策路”は必要だが、提示された額が高すぎる。
2. 現状では“散策路”の整備は不要だと思ふ。
3. “散策路”は必要だが、別な方法（税金、寄付金等）で整備すべきだ。
4. 質問の趣旨がよくわからない

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

### 3. 改善が必要な事例

#### (1). WTP 質問の作成に関する事例（マニュアル第4項③）

#### 事例7：WTP 設問の支払い方法が曖昧な事例

では、説明資料(添付図面)に示した 営農センター施設整備について、仮想の質問をお聞きします。 営農センター施設整備は、上記のような効果を持つと考えられますが、これを計画どおり整備するとすれば、毎月いくらかの金額を負担する価値があると考えますか。

20年間にわたり、1世帯あたり、毎月 5百円の支払いに値する価値があると思われるか、ないと思われるか、あてはまるものを1つ選び番号に○をつけてください。

#### 【解説】

上記の例では、整備に対する支払意思を「毎月いくらかの金額を負担する価値があると考えますか。」と尋ねている。この尋ね方では、社会一般としての世帯当たりの価値を尋ねていると誤解する可能性が高い。

WTPを尋ねる際には、回答者が実際の費用負担を意識できるように、主語が回答者の世帯であることを明確にし、支払方法も増税、負担金、基金など明確にする必要がある。

## 事例 8 : 「財政状況が厳しく」の文言がない事例

別紙に示した排水路は農業用水路としても重要な水路ですが、家庭からの雑排水も流入しているため農業用水の水質が汚濁されております。

そこで、農業用水と家庭雑排水を分離して排水するような整備を行うと、農業用水の水質が良くなり農業経営と作物品質の向上が期待されるとともに、排水路沿いの生活環境の「快適性」も向上します。

そこで、次から排水路の整備について、いくつかの状況を仮定し、その状況について質問いたします

(仮定された状況ですが、「もしも本当にそうなったら」と想像し、お答えください)。

問 3 あなたの世帯では、負担する金額が1世帯あたり最大いくらまでだったら計画に賛成すると思われますか。

あてはまるものを1つ選び番号に○をつけてください。

なお、排水路の耐用年数は40年間とし、負担は40年間継続するとします。

### 【解説】

上記の例では、WTPを尋ねる設問が唐突であり、本来、これまでどおり納めた税金で賄うべき事業について、受益者が新たに負担を負う理由が希薄である。このような設問では、回答者は、「新たな負担を求めるのではなく、財政の効率化を図り、従来の税金の中で対応すべき」という感覚を持ち、支払意思額が正確に把握できないと考えられる。

そのような事態を回避するために、マニュアルに示すように、「財政状況が厳しく」などの理由を加えることが望ましい。

### 事例 9 : 「実際に支払いを求めることは決していない」という文言が強調されている事例

このような効果を持つと考えられる水辺環境整備ですが、財政事情が厳しくて整備できなくなつたとします。ここで、今後 40 年にわたって 1 世帯あたり月額 350 円の金額を負担すれば、水辺環境を計画通り整備することが可能になると仮定しましょう。このとき、あなたの世帯はこの金額を支払ってもよいと思われますか。

この質問はあくまでも仮想のものです。この結果をもって負担金を徴収したり、増税が行われるわけでは決してありません。よく考えた上でご回答下さい。

#### 【解説】

上記の例では、支払意思を表明することに対する不安を解消するために、「この結果をもって負担金を徴収したり、増税が行われるわけでは決してありません。」と記載されている。このような記載は必要であるが、あまりこのことを強調しすぎると、支払意思の真剣度が低下し、支払意思が過大に表明されることが懸念される。

この場合、文中の「決して」という文言や、下線は、除いた方がよいと考えられる。

## 事例 10：WTP 設問に対して、仮の質問であることを強調すぎていると思われる事例

問 8 次に、この拡幅された農業集落道を舗装すると仮定します。道路を舗装すると、次のような効果が期待できます。

### ☆ 日常生活の「快適性」が向上します。

- ・道路の砂ぼこりが減ります。また、自動車等の走行音が少なくなります。

ところが、依然として市町村の財政状況が厳しく、このままでは道路の舗装ができないと仮定します。そこで、道路の舗装をして快適性を向上するために、仮に1世帯あたり月額500円の金額を負担（40年間継続）すれば、道路の舗装が可能になると仮定します。

あくまで仮定ですが、あなたの世帯は、この計画に賛成し、月額500円を負担してもよいと思われますか。あてはまるものを1つ選び番号に○をつけてください（道路拡幅の金額に加えて支払うということを念頭において御回答ください）。

### 【解説】

上記の例では、「仮定」、「仮に」という言葉が、5度も使われている上、それらにルビが振られている。これほど、仮定であることが強調されると、支払意思の表明も仮の判断でよいという誤解を生むことが懸念される。

## (2)．提示金額の設定に関する事例（マニュアル第4項④）

### 事例 11：支払継続年数がわかりづらい事例

#### ① 支払継続年数が31年

ところが、町は財政状況が厳しいため、このままでは道路の拡幅ができないとします。道路の拡幅をして安全性を向上するために、1世帯あたり月額300円の金額を負担（31年間継続）すれば、道路の拡幅が可能になるとします。

あなたの世帯は、計画に賛成し、この金額（月額300円）を負担してもよいと思われませんか。あてはまるものを1つ選び番号に○をつけてください。

#### ② 支払継続年数が42年

では、説明資料に示した交流施設について、仮想の質問をお聞きます。仮に、このような効果のうちのいくつかを持つと考えられる交流施設は、財政事情が厳しくなって整備できなくなったとします。ここで、今後42年にわたって1世帯あたり月額50円の金額を負担すれば、交流施設を計画通り整備することが可能になると仮定しましょう。このとき、あなたの世帯はこの金額を支払ってもよいと思われませんか。この出費によってあなたのおうちで買える商品が少なくなったり、旅行や映画等に出かける回数が減るかもしれないことを念頭においてお答え下さい。（この質問は仮想のものです。この結果をもって負担金を設定したり、増税が行われるわけではありません。想像力を働かせ、よく考えた上でご回答下さい。）

### 【解説】

上記の例では、支払継続年が31年、42年に設定されている。おそらくこれは、設備の耐用年数に合わせたものと考えられるが、回答者が、31年と30年の負担の差や、40年と42年の負担の差を意識して、支払意思を表明しているかは疑わしい。少なくとも、その差を意識できるように、継続支払した場合の総額(上記の31年の例では、11万1,600円)を記載すべきである。

なお、総費用総便益比方式に変更したため、評価期間に合わせ、また、きりのよい40年間を支払期間とする。

## 事例 12：支払いの継続期間が設定されていない事例

(2) アンケート (次の設問の該当する①～⑬に一つ○をつけてください。)

設問： この集落道を整備することにより、上記のような効果が見込まれますが、あなたなら見返りに1月にいくらまでお金を負担してでも整備したいと思いますか。

なお、この集落道は 市が国から補助を受け整備するものであり、回答い

ただく金額は、実際に支払いいただくことはありませんのでご理解

いただき、お答えください。

- ① 整備する必要はない。(効果がない。)
- ② 0円 (効果があるが、負担までして整備する必要はない。)
- ③ 200円まで
- ④ 500円まで
- ⑤ 1,000円まで
- ⑥ 2,000円まで
- ⑦ 4,000円まで
- ⑧ 6,000円まで
- ⑨ 8,000円まで
- ⑩ 月収の半分まで
- ⑪ それ以上 (いくら負担しても整備してほしい。)
- ⑫ わからない
- ⑬ その他 (意見： )

### 【解説】

・上記の例では、WTP設問が、「あなたなら見返りに1月いくらまでお金を負担してでも整備したいと思いますか。」とあるだけで、支払継続期間が不明である。支払期間が記載されていないと回答者が思い浮かべる支払期間は1月だけかもしれないし、1年かもしれないため、これらの平均WTPを集計することはできない。

・また、支払主体が「あなたなら」となっており、個人負担の設問となっている。総額推計をする際、個人の場合、扶養家族等をどこまで含めるのかといった問題が生じるため、主語は「あなたの世帯」とする方がよい。

・さらに、上記の例では、WTP設問の直後に、この集落道は補助金で整備するものであることが記載されており、また、実際に支払が発生しないことが強調されている。これでは、実際の負担を意識した支払意思を表明することが難しいため、このような表現は避けるべきである。

### ◆工夫点

・選択肢の⑩、⑪に辞書的選好を判別する選択肢が含まれており、回答者の回答負担が軽減されている。

(3). 整備内容に関する事例（マニュアル第6項）

**事例 13：調査票の冒頭で事業の実施が決定事項であるかのように記述している事例**

**★ このアンケートの目的は**

町は、平成 18 年度より農村振興総合整備事業（国 50%、県 25%、町・地元 25%）を実施します。

この事業では、水田の区画整備、用排水路整備、農道整備など、農業の生産基盤整備事業と、それぞれの農村で自然や社会の特色をふまえた、個性豊かで活力ある村づくりを目指し、みなさんの生活環境を改善する生活環境整備事業（以下「生活環境整備」とします）を行います。

**【解説】**

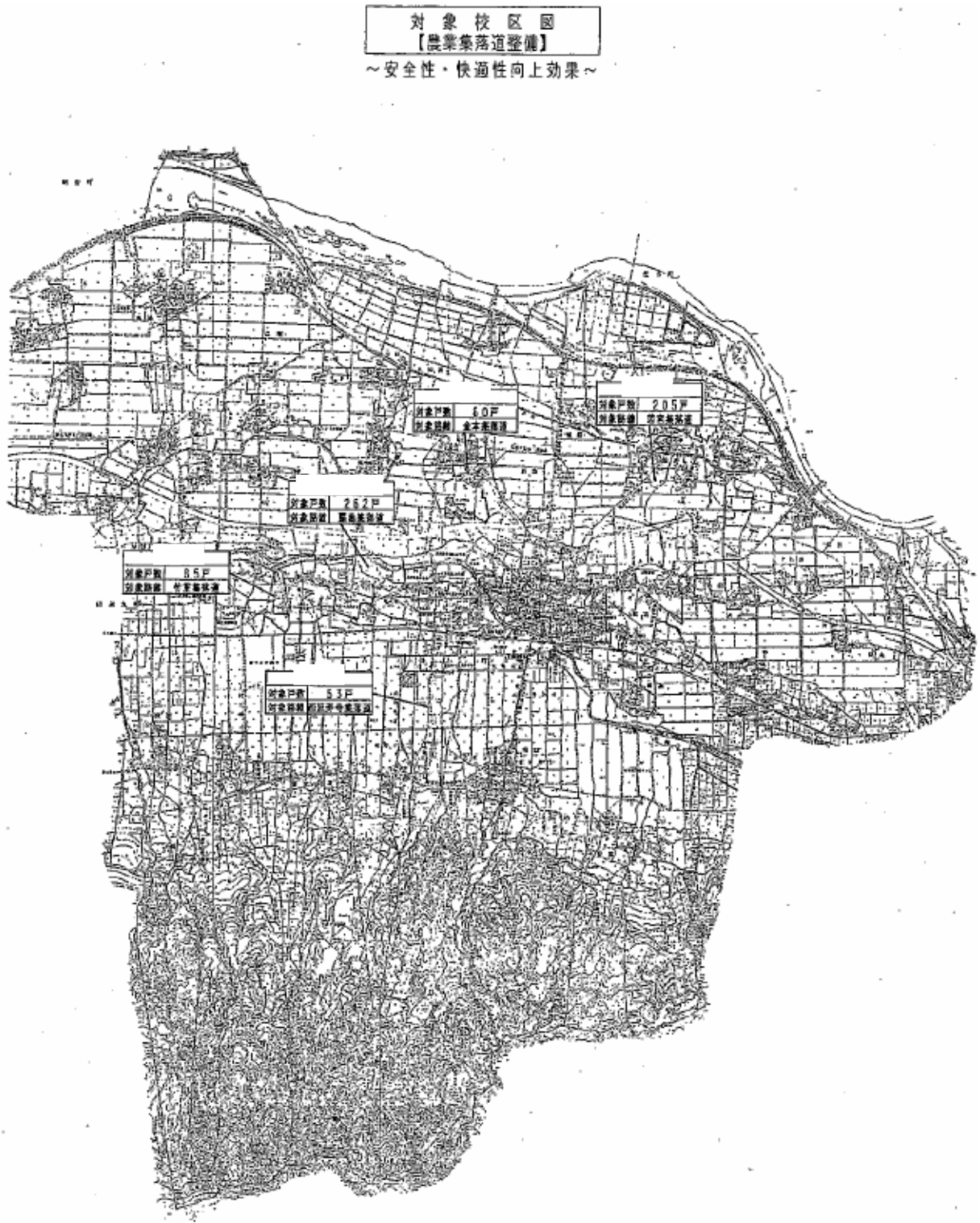
上記の例では、調査票の冒頭に、アンケート対象である事業の実施が決定事項であるかのように記述している。これでは、ここで回答するWTP設問が、事業の実施を決める判断材料ではないことになり、回答の真剣度が低下するものと考えられる。

## 事例 14：添付資料の図がわかりにくい事例

### 【解説】

下図の例は、整備事業の説明資料として、調査票に添付された対象校区図であるが、図が必要以上に細かく、わかりにくい。

回答者に提供する資料は、一般市民が見て理解できるものに加工することが望まれる。



# 土地改良事業の費用対効果分析に 必要な諸係数

令和 6 年 4 月

農村振興局整備部土地改良企画課

土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数

1 還元率の算定に必要な係数

(1) 還元率の算定に必要な  $i$  及び  $n$  の値は次に示すところによる。

$$i \text{ (割引率)} = 0.04$$

ただし、最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のための参考とすべき値を設定することを妨げない。

$n$  (当該施設耐用年数) は、次表に示す施設区分及び構造物区分ごとの標準耐用年数による。

| 施 設 区 分                        |           | 構 造 物 区 分           | 標準耐用年数 |
|--------------------------------|-----------|---------------------|--------|
| 貯 水 池                          |           | ダム、ため池              | 80年    |
| 頭 首 工                          |           | コンクリート              | 50     |
|                                |           | 石積                  | 40     |
| 水 門<br>(樋体暗渠を含む)               |           | 鋼                   | 30     |
| 水<br><br><br><br><br><br><br>路 | 用 排 水 路   | 鉄筋コンクリート、コンクリートブロック | 40     |
|                                |           | コンクリート二次製品、管路、矢板    | 20～40  |
|                                |           | 練石積                 | 30     |
|                                |           | 空石積                 | 20     |
|                                |           | 土水路                 | 10～20  |
|                                | 隧 道       | 巻立                  | 50     |
|                                |           | 素掘                  | 40     |
|                                | 水 路 橋     | 鉄筋コンクリート、鉄骨         | 50     |
|                                | 暗 渠       | 鉄筋コンクリート            | 50     |
|                                | サ イ フ ォ ン | 鉄筋コンクリート、管路         | 50     |
| 建 物                            |           | 鉄筋コンクリート            | 45     |
|                                |           | 鉄骨                  | 35     |
|                                |           | 木造                  | 20     |
| 用 排 水 機                        |           | ポンプ及び原動機を一括         | 20     |
| 水 管 理 施 設                      |           | 管理制御機械装置及び通信施設を一括   | 10     |
| 干 拓                            |           | 堤防                  | 100    |
|                                |           | 閘門                  | 50     |
|                                |           | 排水門                 | 30     |

| 施 設 区 分                                   |           | 構 造 物 区 分                     | 標準耐用年数    |
|-------------------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| 地利<br>下<br>水用                             | 集 水 暗 渠   | ヒューム管、コンクリート管、石積              | 1 5 年     |
|                                           | 井 戸       | 巻立、管                          | 3 0       |
| 農<br><br><br><br>道                        | 路 面       | コンクリート敷                       | 1 5       |
|                                           |           | アスファルト敷                       | 1 0       |
|                                           |           | 砂利敷                           | 1 5       |
|                                           | 路 盤 、 路 床 |                               | 4 0       |
|                                           | 橋 梁       | 鉄筋コンクリート                      | 6 0       |
| 鉄骨                                        |           | 4 5                           |           |
| 区 画 整 理                                   |           | 整地工のみ                         | 1 0 0     |
|                                           |           | 整地工、小用排水路、耕作道等一括              | 3 0 ～ 4 0 |
| 暗 渠 排 水                                   |           | 完全暗渠                          | 1 5 ～ 3 0 |
|                                           |           | 簡易暗渠                          | 1 0 ～ 1 5 |
| 客 土                                       |           | 泥炭地における客土                     | 1 5 ～ 3 0 |
|                                           |           | その他                           | 3 0 ～ 5 0 |
| かんがい排水事業<br>施設区分が明瞭<br>でない関連事業<br>の場合のみ使用 |           | ため池施設を含むもの                    | 5 5       |
|                                           |           | 機械施設を含むもの                     | 2 5       |
|                                           |           | ため池、機械施設を含まないもの又は<br>明らかでないもの | 2 0 ～ 3 0 |
|                                           |           |                               |           |
| 索 道                                       |           | 機械施設を含む                       | 1 0 ～ 1 5 |
| ス プ リ ン ク ラ ー                             |           |                               | 5 ～ 1 0   |
| 発 電 施 設                                   |           | 水車及び発電機を一括                    | 2 0       |
| 鳥 獣 侵 入 防 止 柵                             |           | 金属造、主として木造                    | 1 5       |
| 開 畑 ・ 開 田                                 |           |                               | 1 0 0     |
| 防 風 林                                     |           |                               | 1 0 0     |
| 施 設 用 地                                   |           | 買収用地                          | 1 0 0     |

## 2 作物生産効果等の算定に必要な生産物単価並びに純益率及び所得率

### (1) 生産物単価

生産物単価は、生産者の販売価格（農家受取価格）によるものとし、原則として、事業地区における平均的な品種、品質のものの最近5か年の各年の価格（明らかに異常な価格と認められる年を除く各年の出回り期における平均価格）を消費者物価指数により事業計画時に換算したものの平均価格による。

(2) 純益率及び所得率

作物ごとの作付面積の増減及び単位面積当たり収量の増加に係る純益率及び所得率は次による。

ア 主要な作物については、次表に示すところによる。

| 作物名          |                  | 純 益 率 |      | 所 得 率 |      |
|--------------|------------------|-------|------|-------|------|
|              |                  | 作付増減  | 単収増加 | 作付増減  | 単収増加 |
| 水 稲          | 水 稲 { 北海道<br>都府県 | 2 6   | 9 2  | 4 6   | 9 2  |
|              |                  | —     | 8 9  | 2 7   | 8 9  |
|              | 飼 料 用 米          | —     | 2 8  | —     | 2 6  |
|              | 加 工 用 米          | —     | 8 6  | 5     | 8 5  |
| 麦 類          | 大 麦              | 9     | 9 0  | 2 3   | 8 8  |
|              | 小 麦 { 田<br>畑     | —     | 8 4  | —     | 8 1  |
|              |                  | —     | 8 7  | —     | 8 3  |
| 豆 類          | 大 豆 { 田<br>畑     | —     | 8 8  | 8     | 8 6  |
|              |                  | —     | 8 8  | 9     | 8 6  |
| い も 類        | い も 類            | 3 1   | 9 2  | 4 6   | 9 2  |
| 野 菜          | 果 菜 類            | 1 7   | 9 1  | 4 5   | 9 2  |
|              | 葉 茎 菜 類          | 1 6   | 9 1  | 3 4   | 9 0  |
|              | 根 菜 類            | 1 2   | 9 0  | 2 6   | 8 8  |
| 工芸作物         | 原料用かんしょ          | —     | 8 3  | 1 9   | 8 8  |
|              | 原料用ばれいしょ         | —     | 8 7  | 6     | 8 5  |
|              | 茶                | —     | 8 8  | 1 5   | 8 7  |
| 果 樹          | み か ん            | 1 6   | 9 1  | 4 1   | 9 1  |
|              | り ん ご            | 1     | 8 9  | 3 7   | 9 0  |
|              | そ の 他 果 樹        | 2 2   | 9 1  | 4 8   | 9 2  |
| 飼料作物<br>(畜産) | 北 海 道            | 1 2   | 2 3  | 2 8   | 3 8  |
|              | 都 府 県            | 1 0   | 1 7  | 2 9   | 3 4  |

- イ その他の作物（アに掲げる作物であって、事業地区の実態からみてアの純益率、所得率によることが著しく不適当と認められる作物を含む。）については、原則として、事業地区における生産費等に基づき次式により算出する。この場合において、事業地区における生産費等は、原則として、最近5か年の「農業経営統計調査」（農林水産省統計部）又はこれに準ずる資料の平均値によるものとするが、事業地区の実態からみて「農業経営統計調査」等によることが著しく不適当であると認められる場合にあっては、当該事業地区の経営計画等によるものとする。

$$\begin{aligned}
 \text{純 益 率} & \begin{cases} \text{作付増減} & 100 - \left( \frac{\text{単位当たり生産費}}{\text{単位当たり主産物価額}} \right) \times 100 \\ \text{単収増加} & 100 - \left( 100 - \text{作付増減純益率} \right) \times \alpha \end{cases} \\
 \text{所 得 率} & \begin{cases} \text{作付増減} & 100 - \left( \frac{\text{単位当たり他給費用}}{\text{単位当たり主産物価額}} \right) \times 100 \\ \text{単収増加} & 100 - \left( 100 - \text{作付増減所得率} \right) \times \beta \end{cases}
 \end{aligned}$$

（注）生産費＝資本利子・地代全額算入生産費－（土地改良及び水利費＋地代）  
 他給費用＝生産費－家族労働費－自給肥料費×0.4

$\alpha$ （作付増減生産費に対する単収増加生産費の比率）＝0.110

$\beta$ （作付増減他給費用に対する単収増加他給費用の比率）＝0.155

### 3 国土造成効果の算定に必要な利子率

国土造成効果の算定に必要な利子率は0.04とする。

なお、比較のための参考とすべき値を設定する場合は、1の（1）ただし書きによるものとする。

#### 4 消費者物価指数及び支出済費用換算係数

(1) 消費者物価指数は次表に示すところによる。

(令和2年度＝100)

| 年 度    | 消費者物価指数 | 年 度    | 消費者物価指数 |
|--------|---------|--------|---------|
| 昭和45年度 | 31.4    | 平成10年度 | 98.4    |
| 46     | 33.3    | 11     | 97.9    |
| 47     | 35.2    | 12     | 97.3    |
| 48     | 40.7    | 13     | 96.4    |
| 49     | 49.1    | 14     | 95.8    |
| 50     | 54.3    | 15     | 95.6    |
| 51     | 59.5    | 16     | 95.5    |
| 52     | 63.6    | 17     | 95.3    |
| 53     | 66.0    | 18     | 95.5    |
| 54     | 69.2    | 19     | 95.9    |
| 55     | 74.5    | 20     | 96.9    |
| 56     | 77.4    | 21     | 95.3    |
| 57     | 79.4    | 22     | 94.8    |
| 58     | 80.9    | 23     | 94.7    |
| 59     | 82.7    | 24     | 94.5    |
| 60     | 84.3    | 25     | 95.3    |
| 61     | 84.3    | 26     | 98.1    |
| 62     | 84.7    | 27     | 98.3    |
| 63     | 85.4    | 28     | 98.3    |
| 平成 元   | 87.8    | 29     | 99.0    |
| 2      | 90.5    | 30     | 99.7    |
| 3      | 93.0    | 令和 元   | 100.2   |
| 4      | 94.6    | 2      | 100.0   |
| 5      | 95.7    | 3      | 100.1   |
| 6      | 96.1    | 4      | 103.3   |
| 7      | 95.9    |        |         |
| 8      | 96.3    |        |         |
| 9      | 98.2    |        |         |

(注) 最終年度の翌年度の消費者物価指数は、原則として、最近3か月以上の月別消費者物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

(2) 支出済費用換算係数は、次のA表に示すところによる。なお、昭和49年度以前の支出済費用換算係数は、A表の昭和50年度の支出済費用換算係数にB表の昭和50年度基準換算係数を乗じて算出する。

(A表) 支出済費用換算係数

| 年 度    | 支出済費用換算係数 | 年 度    | 支出済費用換算係数 |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 昭和50年度 | 2. 4 9 5  | 平成11年度 | 1. 4 3 7  |
| 5 1    | 2. 3 6 3  | 1 2    | 1. 4 3 3  |
| 5 2    | 2. 2 5 1  | 1 3    | 1. 4 5 1  |
| 5 3    | 2. 1 5 9  | 1 4    | 1. 4 5 5  |
| 5 4    | 1. 9 7 9  | 1 5    | 1. 4 5 6  |
| 5 5    | 1. 7 9 2  | 1 6    | 1. 4 3 3  |
| 5 6    | 1. 7 5 3  | 1 7    | 1. 3 8 4  |
| 5 7    | 1. 7 1 3  | 1 8    | 1. 3 6 0  |
| 5 8    | 1. 7 0 7  | 1 9    | 1. 3 4 9  |
| 5 9    | 1. 6 9 6  | 2 0    | 1. 2 7 0  |
| 6 0    | 1. 6 9 4  | 2 1    | 1. 3 0 6  |
| 6 1    | 1. 7 1 8  | 2 2    | 1. 2 9 5  |
| 6 2    | 1. 7 2 7  | 2 3    | 1. 2 7 7  |
| 6 3    | 1. 6 9 1  | 2 4    | 1. 3 2 8  |
| 平成 元   | 1. 6 2 3  | 2 5    | 1. 2 7 3  |
| 2      | 1. 5 5 9  | 2 6    | 1. 2 3 9  |
| 3      | 1. 4 9 6  | 2 7    | 1. 2 3 8  |
| 4      | 1. 4 7 3  | 2 8    | 1. 2 5 8  |
| 5      | 1. 4 6 0  | 2 9    | 1. 2 1 0  |
| 6      | 1. 4 5 4  | 3 0    | 1. 2 0 4  |
| 7      | 1. 4 3 3  | 令和 元   | 1. 1 8 4  |
| 8      | 1. 4 2 4  | 2      | 1. 1 9 6  |
| 9      | 1. 3 9 8  | 3      | 1. 1 0 8  |
| 1 0    | 1. 4 2 5  | 4      | 1. 0 0 0  |

(注) 最終年度の翌年度の支出済費用換算係数は、原則として、企業物価指数(日本銀行)その他の資料により算出される最近3か月以上の月別物価指数の対前年同月増減率の平均値に基づき算出する。

(B 表) 昭和 5 0 年度基準換算係数

(昭和 5 0 年度 = 1. 0 0)

| 年 度       | 支出済費用換算係数 | 年 度       | 支出済費用換算係数     |
|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 昭和 4 9 年度 | 1. 0 6    | 昭和 2 4 年度 | 8. 1 6        |
| 4 8       | 1. 3 7    | 2 3       | 1 3. 0 2      |
| 4 7       | 1. 6 4    | 2 2       | 2 4. 1 9      |
| 4 6       | 1. 7 6    | 2 1       | 8 9. 6 0      |
| 4 5       | 1. 8 6    | 2 0       | 3 4 6. 7 2    |
| 4 4       | 2. 0 0    | 1 9       | 5 3 4. 1 4    |
| 4 3       | 2. 1 4    | 1 8       | 7 0 7. 6 2    |
| 4 2       | 2. 2 6    | 1 7       | 7 6 9. 1 0    |
| 4 1       | 2. 3 8    | 1 6       | 8 7 4. 1 4    |
| 4 0       | 2. 5 0    | 1 5       | 9 1 1. 9 7    |
| 3 9       | 2. 6 2    | 1 4       | 9 4 3. 0 8    |
| 3 8       | 2. 7 9    | 1 3       | 1, 1 2 2. 2 9 |
| 3 7       | 2. 9 1    | 1 2       | 1, 2 2 1. 6 0 |
| 3 6       | 3. 1 7    | 1 1       | 1, 3 6 7. 9 5 |
| 3 5       | 3. 5 1    | 1 0       | 1, 3 8 7. 8 7 |
| 3 4       | 3. 7 3    | 9         | 1, 4 1 3. 7 5 |
| 3 3       | 3. 8 8    | 8         | 1, 4 4 4. 8 6 |
| 3 2       | 3. 8 1    | 7         | 1, 5 0 6. 5 9 |
| 3 1       | 4. 0 6    | 6         | 1, 5 0 0. 3 7 |
| 3 0       | 4. 2 3    | 5         | 1, 2 8 5. 0 7 |
| 2 9       | 4. 2 1    | 4         | 1, 0 7 3. 0 1 |
| 2 8       | 5. 2 5    | 3         | 1, 0 4 8. 1 2 |
| 2 7       | 5. 9 7    | 2         | 1, 0 4 4. 6 3 |
| 2 6       | 6. 5 5    | 1         | 9 8 9. 3 8    |
| 2 5       | 7. 6 9    |           |               |

## 耐用年数一覧

財務省令に定める耐用年数表（建物）

| 構造又は用途                    | 細目                                                                                            | 耐用年数 |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの                                                                        | 50   |
|                           | 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの                                                                    | 47   |
|                           | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの                                                               |      |
|                           | 飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの                                                   | 34   |
|                           | その他のもの                                                                                        | 41   |
|                           | 旅館用又はホテル用のもの                                                                                  |      |
|                           | 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの                                                                 | 31   |
|                           | その他のもの                                                                                        | 39   |
|                           | 店舗用のもの                                                                                        | 39   |
|                           | 病院用のもの                                                                                        | 39   |
|                           | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの                           | 38   |
|                           | 公衆浴場用のもの                                                                                      | 31   |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの                                                                          |      |
|                           | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの | 24   |
|                           | 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの                                      | 31   |
|                           | その他のもの                                                                                        |      |
|                           | 倉庫事業の倉庫用のもの                                                                                   |      |
|                           | 冷蔵倉庫用のもの                                                                                      | 21   |
|                           | その他のもの                                                                                        | 31   |
|                           | その他のもの                                                                                        | 38   |

財務省令に定める耐用年数表（建物）

| 構造又は用途                           | 細目                                                                                            | 耐用年数 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| れんが造、石造又はブロック造のもの                | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの                                                                        | 41   |
|                                  | 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの                                                                | 38   |
|                                  | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの                                                               | 38   |
|                                  | 旅館用又はホテル用のもの                                                                                  | 36   |
|                                  | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの                           | 34   |
|                                  | 公衆浴場用のもの                                                                                      | 30   |
|                                  | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの                                                                          |      |
|                                  | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）                     | 22   |
|                                  | 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの                                      | 28   |
|                                  | その他のもの                                                                                        |      |
|                                  | 倉庫事業の倉庫用のもの                                                                                   |      |
|                                  | 冷蔵倉庫用のもの                                                                                      | 20   |
|                                  | その他のもの                                                                                        | 30   |
| 金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。） | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの                                                                        | 38   |
|                                  | 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの                                                                | 34   |
|                                  | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの                                                               | 31   |
|                                  | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの                           | 31   |
|                                  | 旅館用又はホテル用のもの                                                                                  | 29   |
|                                  | 公衆浴場用のもの                                                                                      | 27   |
|                                  | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの                                                                          |      |
|                                  | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの | 20   |
|                                  | 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの                                      | 25   |
|                                  | その他のもの                                                                                        |      |
|                                  | 倉庫事業の倉庫用のもの                                                                                   |      |
|                                  | 冷蔵倉庫用のもの                                                                                      | 19   |
|                                  | その他のもの                                                                                        | 26   |
|                                  | その他のもの                                                                                        | 31   |

財務省令に定める耐用年数表（建物）

| 構造又は用途                                    | 細目                                                                  | 耐用年数 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------|
| 金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。） | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの                                              | 30   |
|                                           | 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの                                      | 27   |
|                                           | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの                                     | 25   |
|                                           | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 25   |
|                                           | 旅館用又はホテル用のもの                                                        | 24   |
|                                           | 公衆浴場用のもの                                                            | 19   |
|                                           | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの                                                |      |
|                                           | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの            | 15   |
|                                           | 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの            | 19   |
| 金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）           | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの                                              | 22   |
|                                           | 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの                                      | 19   |
|                                           | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの                                     | 19   |
|                                           | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 19   |
|                                           | 旅館用又はホテル用のもの                                                        | 17   |
|                                           | 公衆浴場用のもの                                                            | 15   |
|                                           | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの                                                |      |
|                                           | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの            | 12   |
|                                           | 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの            | 14   |
|                                           | その他のもの                                                              | 17   |

財務省令に定める耐用年数表（建物）

| 構造又は用途       | 細目                                                                  | 耐用年数 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------|------|
| 木造又は合成樹脂造のもの | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの                                              | 24   |
|              | 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの                                      | 22   |
|              | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの                                     | 20   |
|              | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 17   |
|              | 旅館用又はホテル用のもの                                                        | 17   |
|              | 公衆浴場用のもの                                                            | 12   |
|              | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの                                                |      |
|              | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの            | 9    |
|              | 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの            | 11   |
|              | その他のもの                                                              | 15   |
| 木骨モルタル造のもの   | 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの                                              | 22   |
|              | 店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの                                      | 20   |
|              | 飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの                                     | 19   |
|              | 変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの | 15   |
|              | 旅館用又はホテル用のもの                                                        | 15   |
|              | 公衆浴場用のもの                                                            | 11   |
|              | 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの                                                |      |
|              | 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの            | 7    |
|              | 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの            | 10   |
|              | その他のもの                                                              | 14   |
| 簡易建物         | 木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの                  | 10   |
|              | その他のもの                                                              | 7    |

財務省令に定める耐用年数表（建物附属設備）

| 構造又は用途                   | 細目                          | 耐用年数 |
|--------------------------|-----------------------------|------|
| 電気設備（照明設備を含む。）           | 蓄電池電源設備                     | 6    |
|                          | その他のもの                      | 15   |
| 給排水又は衛生設備及びガス設備          |                             | 15   |
| 冷房、暖房、通風又はボイラー設備         | 冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの） | 13   |
|                          | その他のもの                      | 15   |
| 昇降機設備                    | エレベーター                      | 17   |
|                          | エスカレーター                     | 15   |
| 消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備   |                             | 8    |
| エヤーカーテン又はドア自動開閉設備        |                             | 12   |
| アーケード又は日よけ設備             | 主として金属製のもの                  | 15   |
|                          | その他のもの                      | 8    |
| 店用簡易装備                   |                             | 3    |
| 可動間仕切り                   | 簡易なもの                       | 3    |
|                          | その他のもの                      | 15   |
| 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの | 主として金属製のもの                  | 18   |
|                          | その他のもの                      | 10   |

財務省令に定める耐用年数表（構築物）

| 構造又は用途        | 細目                     | 耐用年数 |
|---------------|------------------------|------|
| 鉄道業用又は軌道業用のもの | 軌条及びその附属品              | 20   |
|               | まくら木                   |      |
|               | 木製のもの                  | 8    |
|               | コンクリート製のもの             | 20   |
|               | 金属製のもの                 | 20   |
|               | 分岐器                    | 15   |
|               | 通信線、信号線及び電灯電力線         | 30   |
|               | 信号機                    | 30   |
|               | 送配電線及びき電線              | 40   |
|               | 電車線及び第三軌条              | 20   |
|               | 帰線ボンド                  | 5    |
|               | 電線支持物（電柱及び腕木を除く。）      | 30   |
|               | 木柱及び木塔（腕木を含む。）         |      |
|               | 架空索道用のもの               | 15   |
|               | その他のもの                 | 25   |
|               | 前掲以外のもの                |      |
|               | 線路設備                   |      |
|               | 軌道設備                   |      |
|               | 道床                     | 60   |
|               | その他のもの                 | 16   |
|               | 土工設備                   | 57   |
|               | 橋りょう                   |      |
|               | 鉄筋コンクリート造のもの           | 50   |
|               | 鉄骨造のもの                 | 40   |
|               | その他のもの                 | 15   |
|               | トンネル                   |      |
|               | 鉄筋コンクリート造のもの           | 60   |
|               | れんが造のもの                | 35   |
|               | その他のもの                 | 30   |
|               | その他のもの                 | 21   |
|               | 停車場設備                  | 32   |
|               | 電路設備                   |      |
|               | 鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔 | 45   |
|               | 踏切保安又は自動列車停止設備         | 12   |
|               | その他のもの                 | 19   |
|               | その他のもの                 | 40   |

財務省令に定める耐用年数表（構築物）

| 構造又は用途          | 細目                                                    | 耐用年数 |
|-----------------|-------------------------------------------------------|------|
| その他の鉄道用又は軌道用のもの | 軌条及びその附属品並びにまくら木                                      | 15   |
|                 | 道床                                                    | 60   |
|                 | 土工設備                                                  | 50   |
|                 | 橋りょう                                                  |      |
|                 | 鉄筋コンクリート造のもの                                          | 50   |
|                 | 鉄骨造のもの                                                | 40   |
|                 | その他のもの                                                | 15   |
|                 | トンネル                                                  |      |
|                 | 鉄筋コンクリート造のもの                                          | 60   |
|                 | れんが造のもの                                               | 35   |
|                 | その他のもの                                                | 30   |
|                 | その他のもの                                                | 30   |
| 発電用又は送配電用のもの    | 小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。） | 30   |
|                 | その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）                         | 57   |
|                 | 汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）            | 41   |
|                 | 送電用のもの                                                |      |
|                 | 地中電線路                                                 | 25   |
|                 | 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線                                 | 36   |
|                 | 配電用のもの                                                |      |
|                 | 鉄塔及び鉄柱                                                | 50   |
|                 | 鉄筋コンクリート柱                                             | 42   |
|                 | 木柱                                                    | 15   |
|                 | 配電線                                                   | 30   |
|                 | 引込線                                                   | 20   |
|                 | 添架電話線                                                 | 30   |
|                 | 地中電線路                                                 | 25   |
| 電気通信事業用のもの      | 通信ケーブル                                                |      |
|                 | 光ファイバー製のもの                                            | 10   |
|                 | その他のもの                                                | 13   |
|                 | 地中電線路                                                 | 27   |
|                 | その他の線路設備                                              | 21   |
| 放送用又は無線通信用のもの   | 鉄塔及び鉄柱                                                |      |
|                 | 円筒空中線式のもの                                             | 30   |
|                 | その他のもの                                                | 40   |
|                 | 鉄筋コンクリート柱                                             | 42   |
|                 | 木塔及び木柱                                                | 10   |
|                 | アンテナ                                                  | 10   |
|                 | 接地線及び放送用配線                                            | 10   |

財務省令に定める耐用年数表（構築物）

| 構造又は用途                 | 細目                                   | 耐用年数 |
|------------------------|--------------------------------------|------|
| 農林業用のもの                | 主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの        |      |
|                        | 果樹棚又はホップ棚                            | 14   |
|                        | その他のもの                               | 17   |
|                        | 主として金属造のもの                           | 14   |
|                        | 主として木造のもの                            | 5    |
|                        | 土管を主としたもの                            | 10   |
|                        | その他のもの                               | 8    |
| 広告用のもの                 | 金属造のもの                               | 20   |
|                        | その他のもの                               | 10   |
| 競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの | スタンド                                 |      |
|                        | 主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの        | 45   |
|                        | 主として鉄骨造のもの                           | 30   |
|                        | 主として木造のもの                            | 10   |
|                        | 競輪場用競走路                              |      |
|                        | コンクリート敷のもの                           | 15   |
|                        | その他のもの                               | 10   |
|                        | ネット設備                                | 15   |
|                        | 野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設 | 30   |
|                        | 水泳プール                                | 30   |
|                        | その他のもの                               |      |
|                        | 児童用のもの                               |      |
|                        | すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの          | 10   |
|                        | その他のもの                               | 15   |
|                        | その他のもの                               |      |
|                        | 主として木造のもの                            | 15   |
|                        | その他のもの                               | 30   |
| 緑化施設及び庭園               | 工場緑化施設                               | 7    |
|                        | その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）      | 20   |
| 舗装道路及び舗装路面             | コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの            | 15   |
|                        | アスファルト敷又は木れんが敷のもの                    | 10   |
|                        | ビチューマルス敷のもの                          | 3    |

財務省令に定める耐用年数表（構築物）

| 構造又は用途                               | 細目                                                 | 耐用年数 |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------|------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。） | 水道用ダム                                              | 80   |
|                                      | トンネル                                               | 75   |
|                                      | 橋                                                  | 60   |
|                                      | 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム | 50   |
|                                      | 乾ドック                                               | 45   |
|                                      | サイロ                                                | 35   |
|                                      | 下水道、煙突及び焼却炉                                        | 35   |
|                                      | 高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい                              | 30   |
|                                      | 爆発物用防壁及び防油堤                                        | 25   |
|                                      | 造船台                                                | 24   |
|                                      | 放射性同位元素の放射線を直接受けるもの                                | 15   |
|                                      | その他のもの                                             | 60   |
| コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）   | やぐら及び用水池                                           | 40   |
|                                      | サイロ                                                | 34   |
|                                      | 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう        | 30   |
|                                      | 下水道、飼育場及びへい                                        | 15   |
|                                      | 爆発物用防壁                                             | 13   |
|                                      | 引湯管                                                | 10   |
|                                      | 鉱業用廃石捨場                                            | 5    |
|                                      | その他のもの                                             | 40   |
| れんが造のもの（前掲のものを除く。）                   | 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル                       | 50   |
|                                      | 煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁                               |      |
|                                      | 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの              | 7    |
|                                      | その他のもの                                             | 25   |
| 石造のもの（前掲のものを除く。）                     | その他のもの                                             | 40   |
|                                      | 岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池             | 50   |
|                                      | 乾ドック                                               | 45   |
|                                      | 下水道、へい及び爆発物用防壁                                     | 35   |
| 土造のもの（前掲のものを除く。）                     | その他のもの                                             | 50   |
|                                      | 防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道                       | 40   |
|                                      | 上水道及び用水池                                           | 30   |
|                                      | 下水道                                                | 15   |
|                                      | へい                                                 | 20   |
|                                      | 爆発物用防壁及び防油堤                                        | 17   |
|                                      | その他のもの                                             | 40   |

財務省令に定める耐用年数表（構築物）

| 構造又は用途                   | 細目                                | 耐用年数 |
|--------------------------|-----------------------------------|------|
| 金属造のもの（前掲のものを除く。）        | 橋（はね上げ橋を除く。）                      | 45   |
|                          | はね上げ橋及び鋼矢板岸壁                      | 25   |
|                          | サイロ                               | 22   |
|                          | 送配管                               |      |
|                          | 鋳鉄製のもの                            | 30   |
|                          | 鋼鉄製のもの                            | 15   |
|                          | ガス貯そう                             |      |
|                          | 液化ガス用のもの                          | 10   |
|                          | その他のもの                            | 20   |
|                          | 薬品貯そう                             |      |
|                          | 塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの | 8    |
|                          | 有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの     | 10   |
|                          | アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの           | 15   |
|                          | 水そう及び油そう                          |      |
|                          | 鋳鉄製のもの                            | 25   |
|                          | 鋼鉄製のもの                            | 15   |
|                          | 浮きドック                             | 20   |
|                          | 飼育場                               | 15   |
| 合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）      | つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール   | 10   |
|                          | 露天式立体駐車設備                         | 15   |
|                          | その他のもの                            | 45   |
|                          |                                   | 10   |
| 木造のもの（前掲のものを除く。）         | 橋、塔、やぐら及びドック                      | 15   |
|                          | 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい | 10   |
|                          | 飼育場                               | 7    |
|                          | その他のもの                            | 15   |
| 前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの | 主として木造のもの                         | 15   |
|                          | その他のもの                            | 50   |

財務省令に定める耐用年数表（器具及び備品）

| 構造又は用途                            | 細目                            | 耐用年数 |
|-----------------------------------|-------------------------------|------|
| 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） | 事務机、事務いす及びキャビネット              |      |
|                                   | 主として金属製のもの                    | 15   |
|                                   | その他のもの                        | 8    |
|                                   | 応接セット                         |      |
|                                   | 接客業用のもの                       | 5    |
|                                   | その他のもの                        | 8    |
|                                   | ベッド                           | 8    |
|                                   | 児童用机及びいす                      | 5    |
|                                   | 陳列だな及び陳列ケース                   |      |
|                                   | 冷凍機付又は冷蔵機付のもの                 | 6    |
|                                   | その他のもの                        | 8    |
|                                   | その他の家具                        |      |
|                                   | 接客業用のもの                       | 5    |
|                                   | その他のもの                        |      |
|                                   | 主として金属製のもの                    | 15   |
|                                   | その他のもの                        | 8    |
|                                   | ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器   | 5    |
|                                   | 冷房用又は暖房用機器                    | 6    |
|                                   | 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 | 6    |
|                                   | 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）     | 4    |
|                                   | カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 | 3    |
|                                   | じゅうたんその他の床用敷物                 |      |
|                                   | 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの | 3    |
|                                   | その他のもの                        | 6    |
|                                   | 室内装飾品                         |      |
|                                   | 主として金属製のもの                    | 15   |
|                                   | その他のもの                        | 8    |
|                                   | 食事又はちゅう房用品                    |      |
|                                   | 陶磁器製又はガラス製のもの                 | 2    |
|                                   | その他のもの                        | 5    |
|                                   | その他のもの                        |      |
|                                   | 主として金属製のもの                    | 15   |
|                                   | その他のもの                        | 8    |

財務省令に定める耐用年数表（器具及び備品）

| 構造又は用途        | 細目                                            | 耐用年数 |
|---------------|-----------------------------------------------|------|
| 事務機器及び通信機器    | 謄写機器及びタイプライター                                 |      |
|               | 孔版印刷又は印書業用のもの                                 | 3    |
|               | その他のもの                                        | 5    |
|               | 電子計算機                                         |      |
|               | パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）                     | 4    |
|               | その他のもの                                        | 5    |
|               | 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの | 5    |
|               | その他の事務機器                                      | 5    |
| 事務機器及び通信機器    | テレタイプライター及びファクシミリ                             | 5    |
|               | インターホーン及び放送用設備                                | 6    |
|               | 電話設備その他の通信機器                                  |      |
|               | デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備                       | 6    |
|               | その他のもの                                        | 10   |
| 時計、試験機器及び測定機器 | 時計                                            | 10   |
|               | 度量衡器                                          | 5    |
|               | 試験又は測定機器                                      | 5    |
| 光学機器及び写真製作機器  | オペラグラス                                        | 2    |
|               | カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡                            | 5    |
|               | 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器                         | 8    |
| 看板及び広告器具      | 看板、ネオンサイン及び気球                                 | 3    |
|               | マネキン人形及び模型                                    | 2    |
|               | その他のもの                                        |      |
|               | 主として金属製のもの                                    | 10   |
|               | その他のもの                                        | 5    |
| 容器及び金庫        | ボンベ                                           |      |
|               | 溶接製のもの                                        | 6    |
|               | 鍛造製のもの                                        |      |
|               | 塩素用のもの                                        | 8    |
|               | その他のもの                                        | 10   |

財務省令に定める耐用年数表（器具及び備品）

| 構造又は用途                   | 細目                             | 耐用年数 |
|--------------------------|--------------------------------|------|
| 容器及び金庫                   | ドラムかん、コンテナその他の容器               |      |
|                          | 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る。）      | 7    |
|                          | その他のもの                         |      |
|                          | 金属製のもの                         | 3    |
|                          | その他のもの                         | 2    |
|                          | 金庫                             |      |
|                          | 手さげ金庫                          | 5    |
|                          | その他のもの                         | 20   |
| 理容又は美容機器                 |                                | 5    |
| 医療機器                     | 消毒殺菌用機器                        | 4    |
|                          | 手術機器                           | 5    |
|                          | 血液透析又は血しょう交換用機器                | 7    |
|                          | ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器    | 6    |
|                          | 調剤機器                           | 6    |
|                          | 歯科診療用ユニット                      | 7    |
|                          | 光学検査機器                         |      |
|                          | ファイバースコープ                      | 6    |
|                          | その他のもの                         | 8    |
|                          | その他のもの                         |      |
|                          | レントゲンその他の電子装置を使用する機器           |      |
|                          | 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器       | 4    |
|                          | その他のもの                         | 6    |
|                          | その他のもの                         |      |
|                          | 陶磁器製又はガラス製のもの                  | 3    |
|                          | 主として金属製のもの                     | 10   |
|                          | その他のもの                         | 5    |
| 娯楽又はスポーツ器具及び<br>興行又は演劇用具 | たまつき用具                         | 8    |
|                          | パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 | 2    |
|                          | ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具           | 5    |
|                          | スポーツ具                          | 3    |
|                          | 劇場用観客いす                        | 3    |
|                          | どんちょう及び幕                       | 5    |
|                          | 衣しょう、かつら、小道具及び大道具              | 2    |
|                          | その他のもの                         |      |
|                          | 主として金属製のもの                     | 10   |
|                          | その他のもの                         | 5    |

財務省令に定める耐用年数表（器具及び備品）

| 構造又は用途                                                   | 細目                           | 耐用年数 |
|----------------------------------------------------------|------------------------------|------|
| 生物                                                       | 植物                           |      |
|                                                          | 貸付業用のもの                      | 2    |
|                                                          | その他のもの                       | 15   |
|                                                          | 動物                           |      |
|                                                          | 魚類                           | 2    |
|                                                          | 鳥類                           | 4    |
|                                                          | その他のもの                       | 8    |
| 前掲のもの以外のもの                                               | 映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード | 2    |
|                                                          | シート及びロープ                     | 2    |
|                                                          | きのこ栽培用ほだ木                    | 3    |
|                                                          | 漁具                           | 3    |
|                                                          | 葬儀用具                         | 3    |
|                                                          | 楽器                           | 5    |
|                                                          | 自動販売機（手動のものを含む。）             | 5    |
|                                                          | 無人駐車管理装置                     | 5    |
|                                                          | 焼却炉                          | 5    |
|                                                          | その他のもの                       |      |
|                                                          | 主として金属製のもの                   | 10   |
|                                                          | その他のもの                       | 5    |
| 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるものの以外のも及び前掲の区分によらないもの | 主として金属製のもの                   | 15   |
|                                                          | その他のもの                       | 8    |

財務省令に定める耐用年数表（機械及び装置）

| 番号 | 設備の種類                         | 細目                                  | 耐用年数 |
|----|-------------------------------|-------------------------------------|------|
| 1  | 食料品製造業用設備                     |                                     | 10   |
| 2  | 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備              |                                     | 10   |
| 3  | 繊維工業用設備                       | 炭素繊維製造設備                            |      |
|    |                               | 黒鉛化炉                                | 3    |
|    |                               | その他の設備                              | 7    |
|    |                               | その他の設備                              | 7    |
| 4  | 木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備         |                                     | 8    |
| 5  | 家具又は装備品製造業用設備                 |                                     | 11   |
| 6  | パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備             |                                     | 12   |
| 7  | 印刷業又は印刷関連業用設備                 | デジタル印刷システム設備                        | 4    |
|    |                               | 製本業用設備                              | 7    |
|    |                               | 新聞業用設備                              |      |
|    |                               | モノタイプ、写真又は通信設備                      | 3    |
|    |                               | その他の設備                              | 10   |
|    |                               | その他の設備                              | 10   |
| 8  | 化学工業用設備                       | 臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備         | 5    |
|    |                               | 塩化りん製造設備                            | 4    |
|    |                               | 活性炭製造設備                             | 5    |
|    |                               | ゼラチン又はにかわ製造設備                       | 5    |
|    |                               | 半導体用フォトレジスト製造設備                     | 5    |
|    |                               | フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備  | 5    |
|    |                               | その他の設備                              | 8    |
| 9  | 石油製品又は石炭製品製造業用設備              |                                     | 7    |
| 10 | プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。） |                                     | 8    |
| 11 | ゴム製品製造業用設備                    |                                     | 9    |
| 12 | なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備         |                                     | 9    |
| 13 | 窯業又は土石製品製造業用設備                |                                     | 9    |
| 14 | 鉄鋼業用設備                        | 表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備     | 5    |
|    |                               | 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄管製造業用設備 | 9    |
|    |                               | その他の設備                              | 14   |

財務省令に定める耐用年数表（機械及び装置）

| 番号 | 設備の種類                                                                                              | 細目                               | 耐用年数 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------|
| 15 | 非鉄金属製造業用設備                                                                                         | 核燃料物質加工設備                        | 11   |
|    |                                                                                                    | その他の設備                           | 7    |
| 16 | 金属製品製造業用設備                                                                                         | 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 | 6    |
|    |                                                                                                    | その他の設備                           | 10   |
| 17 | はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。） |                                  | 12   |
| 18 | 生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第二一号に掲げるものを除く。）                                               | 金属加工機械製造設備                       | 9    |
|    |                                                                                                    | その他の設備                           | 12   |
| 19 | 業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）   |                                  | 7    |
| 20 | 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備                                                                              | 光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備      | 6    |
|    |                                                                                                    | プリント配線基板製造設備                     | 6    |
|    |                                                                                                    | フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 | 5    |
|    |                                                                                                    | その他の設備                           | 8    |
| 21 | 電気機械器具製造業用設備                                                                                       |                                  | 7    |
| 22 | 情報通信機械器具製造業用設備                                                                                     |                                  | 8    |
| 23 | 輸送用機械器具製造業用設備                                                                                      |                                  | 9    |
| 24 | その他の製造業用設備                                                                                         |                                  | 9    |
| 25 | 農業用設備                                                                                              |                                  | 7    |
| 26 | 林業用設備                                                                                              |                                  | 5    |
| 27 | 漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）                                                                                |                                  | 5    |
| 28 | 水産養殖業用設備                                                                                           |                                  | 5    |
| 29 | 鉱業、採石業又は砂利採取業用設備                                                                                   | 石油又は天然ガス鉱業用設備                    |      |
|    |                                                                                                    | 坑井設備                             | 3    |
|    |                                                                                                    | 掘さく設備                            | 6    |
|    |                                                                                                    | その他の設備                           | 12   |
|    |                                                                                                    | その他の設備                           | 6    |

財務省令に定める耐用年数表（機械及び装置）

| 番号 | 設備の種類             | 細目                 | 耐用年数 |
|----|-------------------|--------------------|------|
| 30 | 総合工事業用設備          |                    | 6    |
| 31 | 電気業用設備            | 電気業用水力発電設備         | 22   |
|    |                   | その他の水力発電設備         | 20   |
|    |                   | 汽力発電設備             | 15   |
|    |                   | 内燃力又はガスタービン発電設備    | 15   |
|    |                   | 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 |      |
|    |                   | 需要者用計器             | 15   |
|    |                   | 柱上変圧器              | 18   |
|    |                   | その他の設備             | 22   |
|    |                   | 鉄道又は軌道業用変電設備       | 15   |
|    |                   | その他の設備             |      |
|    |                   | 主として金属製のもの         | 17   |
|    |                   | その他のもの             | 8    |
| 32 | ガス業用設備            | 製造用設備              | 10   |
|    |                   | 供給用設備              |      |
|    |                   | 鋳鉄製導管              | 22   |
|    |                   | 鋳鉄製導管以外の導管         | 13   |
|    |                   | 需要者用計量器            | 13   |
|    |                   | その他の設備             | 15   |
|    |                   | その他の設備             |      |
|    |                   | 主として金属製のもの         | 17   |
|    |                   | その他のもの             | 8    |
| 33 | 熱供給業用設備           |                    | 17   |
| 34 | 水道業用設備            |                    | 18   |
| 35 | 通信業用設備            |                    | 9    |
| 36 | 放送業用設備            |                    | 6    |
| 37 | 映像、音声又は文字情報制作業用設備 |                    | 8    |
| 38 | 鉄道業用設備            | 自動改札装置             | 5    |
|    |                   | その他の設備             | 12   |
| 39 | 道路貨物運送業用設備        |                    | 12   |
| 40 | 倉庫業用設備            |                    | 12   |
| 41 | 運輸に附帯するサービス業用設備   |                    | 10   |
| 42 | 飲食料品卸売業用設備        |                    | 10   |

財務省令に定める耐用年数表（機械及び装置）

| 番号 | 設備の種類                         | 細目                           | 耐用年数 |
|----|-------------------------------|------------------------------|------|
| 43 | 建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備          | 石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）     | 13   |
|    |                               | その他の設備                       | 8    |
| 44 | 飲食料品小売業用設備                    |                              | 9    |
| 45 | その他の小売業用設備                    | ガソリン又は液化石油ガススタンド設備           | 8    |
|    |                               | その他の設備                       |      |
|    |                               | 主として金属製のもの                   | 17   |
|    |                               | その他のもの                       | 8    |
| 46 | 技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）     | 計量証明業用設備                     | 8    |
|    |                               | その他の設備                       | 14   |
| 47 | 宿泊業用設備                        |                              | 10   |
| 48 | 飲食店業用設備                       |                              | 8    |
| 49 | 洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備           |                              | 13   |
| 50 | その他の生活関連サービス業用設備              |                              | 6    |
| 51 | 娯楽業用設備                        | 映画館又は劇場用設備                   | 11   |
|    |                               | 遊園地用設備                       | 7    |
|    |                               | ボウリング場用設備                    | 13   |
|    |                               | その他の設備                       |      |
|    |                               | 主として金属製のもの                   | 17   |
|    |                               | その他のもの                       | 8    |
| 52 | 教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備      | 教習用運転シミュレータ設備                | 5    |
|    |                               | その他の設備                       |      |
|    |                               | 主として金属製のもの                   | 17   |
|    |                               | その他のもの                       | 8    |
| 53 | 自動車整備業用設備                     |                              | 15   |
| 54 | その他のサービス業用設備                  |                              | 12   |
| 55 | 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの | 機械式駐車設備                      | 10   |
|    |                               | ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備 | 8    |
|    |                               | その他の設備                       |      |
|    |                               | 主として金属製のもの                   | 17   |
|    |                               | その他のもの                       | 8    |

水道関連の耐用年数表

| 種類  | 設備の種類          | 細目                    | 耐用年数 |
|-----|----------------|-----------------------|------|
| 構築物 | 水道用又は工業用水道用のもの | 取水設備                  | 40   |
|     |                | 導水設備                  | 50   |
|     |                | 浄水設備                  | 60   |
|     |                | 配水設備                  | 60   |
|     |                | 橋りょう                  |      |
|     |                | 鉄筋コンクリート造のもの          | 60   |
|     |                | 鉄骨造のもの                | 48   |
|     |                | 木造のもの                 | 18   |
|     |                | 配水管                   | 40   |
|     |                | 配水管附属設備               | 30   |
|     |                | えん堤                   |      |
|     |                | 鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの | 80   |
|     |                | れんが造又は石造のもの           | 50   |
|     |                | 土造のもの                 | 40   |
|     |                | 貯水池                   | 30   |
|     |                | 高架水そう                 |      |
|     |                | 鉄筋コンクリート造のもの          | 40   |
|     |                | 金属造のもの                | 20   |
|     |                | 木造のもの                 | 10   |
|     |                | さく井                   | 10   |
|     |                | 電信電話線                 | 30   |
|     |                | その他                   |      |
|     |                | 鉄筋コンクリート造のもの          | 60   |
|     |                | コンクリート造又はれんが造のもの      | 40   |
|     |                | 石造のもの                 | 50   |
|     |                | 金属造のもの                | 45   |
|     |                | 木造のもの                 | 15   |

地方公営企業法施行規則別表第2号による

水道関連の耐用年数表

| 種類     | 設備の種類         | 細目         | 耐用年数 |
|--------|---------------|------------|------|
| 機械及び装置 | 水道用又は工業用水道用設備 | 電気設備       |      |
|        |               | 汽力発電設備     | 15   |
|        |               | 内燃力発電設備    | 15   |
|        |               | 蓄電池電源設備    | 6    |
|        |               | その他        | 20   |
|        |               | ポンプ設備      | 15   |
|        |               | 薬品注入設備     | 15   |
|        |               | 滅菌設備       | 10   |
|        |               | 通信設備       | 9    |
|        |               | 計測設備       | 10   |
|        |               | 計量器        |      |
|        |               | 量水器        | 8    |
|        |               | その他の計量器    | 10   |
|        |               | 荷役設備       | 17   |
|        |               | 修繕検査設備     | 15   |
|        |               | その他        |      |
|        |               | 主として金属造のもの | 17   |
|        |               | 主として木造のもの  | 8    |

地方公営企業法施行規則別表第2号による

注) 前頁に掲げる構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数は、それぞれ下表に掲げるとおりとする。

水道関連の耐用年数表

| 構築物又は機械及び装置                                  | 耐用年数 |
|----------------------------------------------|------|
| 水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋りょう  | 58   |
| 水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管附属設備               | 38   |
| 水道用又は工業用水道用機械及び装置のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び滅菌設備 | 16   |

地方公営企業法施行規則別表第2号による

## 参考文献

### 「土地改良事業における経済効果の測定方法」に関する参考文献

- ・農林水産省農村振興局整備部（監修）「新たな土地改良の効果算定マニュアル」大成出版社  
（平成 27 年 9 月 5 日第 2 版第 1 刷発行）

### CVMに関する参考文献

- 1) 栗山浩一（1997）「公共事業と環境の価値CVMガイドブック」（築地書館）
- 2) 竹内憲司（1999）「環境評価の政策利用」（勁草書房）
- 3) 肥田野登（1999）「環境と行政の経済評価」（勁草書房）
- 4) 寺脇拓（1998）「都市近郊農業の外部経済効果の計測－二段階二肢選択 CVM における WTP 分布のノンパラメトリック推定－」『農業経済研究』第 69 巻第 4 号，pp. 201～212，日本農業経済学会，1998 年 4 月